

仕 様 書

（西会津町ケーブルテレビ データ放送システム及び音防災システム更新）

本仕様書は、西会津町ケーブルテレビにおけるデータ放送システム及び音防災システムの更新について、システムの構成及び機能、表示する内容、その他必要事項等を定めたものである。

1. 業務概要

令和元年度に導入した既存のデータ放送システムを更新し、内容の充実を図るとともに、入力作業の効率化を図るシステムを導入するものとする。

また、上記システムの構築、システム導入に係るハードウェアやソフトウェアの設置・設定等も含む。

2. システム導入の目的

データ放送システムは、導入から7年が経過しハードウェアの経年劣化が進んでいること、近年の異常気象に伴う災害情報や防災情報の発信をすることが必要であることなどから、現在の情報提供の内容を維持しつつ更新するものである。また、業務の軽減と効率化、運営費の圧縮を図るため、他の情報手段である文字放送システムを終了し、データ放送で一元化を図るものとする。

また、一時休止していた気象情報を気象庁のデータと連携を図ることにより、無料提供の範囲で再開する。新たなサービスとして、FMラジオ放送をデータ放送で聴けるシステムを導入し、加入者の利便性の向上を図るものとする。

3. 構築期間、システム本放送開始時期

システムの構築期間、本放送開始日、運用テスト期間は以下の通りとする。

（1）構築期間

令和8年9月町議会議決日から令和9年9月30日まで

（2）システム稼働時期

システム納入・検収後に本稼働するものとし、構築期間中に1ヶ月以上の運用テスト期間を設けること。

4. 導入するデータ放送システム、音防災システム及び付随する作業等

（1）ソフトウェアパッケージ（テンプレート等の制作を含む）

（2）ハードウェア（サーバ・PCの7年間のオンサイト保守を含む）

（3）システム導入作業

ア 導入に係る打合せ

イ 設置、設定、調整作業

ウ 操作研修

（4）付属品

ア 導入機器一覧

- イ システム系統図
- ウ 操作運用マニュアル
- エ システム保守体制図

※システム導入後、5年間のシステム運用保守に関する委託契約を締結する予定である。

※導入検収後1年間を契約不適合責任期間とする。

5. 受注者の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約書の締結時点において、国又は地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 西会津町暴力団排除条例（平成23年12月西会津町条例第9号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
なお、参加事業者の提案するシステムに複数の他事業者が参加してシステムを構成する場合については、その他関連する事業者についても同様とする。
- (4) 日本国内のケーブルテレビ事業者へのデータ放送システムの導入実績があること。

6. 導入環境

- (1) システムのサーバ、データ放送送出装置、音防災関連装置等については、ヘッドエンド室の既存のデータ放送システムのラック及び既存の設備と入れ換えて搭載すること。また、必要に応じてネットワーク工事を行うこと。
- (2) コンテンツ制作・管理システムは、編集室内に設置すること。
- (3) システム導入後の保守管理業務のためのリモートメンテナンス環境を構築すること。

7. システムの内容

- (1) システムの構成・機能

- ア 導入するシステムは、データ放送コンテンツ自動制作サーバ及び音防災システム、データ放送送出装置の他、機能を満たすために必要な機器を使用するものとする。
- イ コンテンツ自動制作サーバは、放送する素材を一元管理する専用アプリにより、データ放送送出装置がもつコンテンツを自動更新すること。また、複数のホームページ、メールサーバ、定点カメラ、気象データなどネットワーク上に公開する情報を収集し、データ放送のコンテンツに変換して、リアルタイムまたはスケジュールにより自動更新を行うこと。
- ウ データ放送送出装置は、予め登録したコンテンツとコンテンツ自動制作サーバから受信したコンテンツを合成し、デジタル信号を生成し送出すること。
- エ データ放送はテレビのチャンネルを自主放送にするとDボタンを押さなくてもメニュー画面が表示され、また、メニュー画面の表示を消すことができるものであること。
- オ 機器の信頼性については、24時間連続稼働を確保し、過去にデータ放送システムの構築に使用された実績があること。

各サーバと放送送出装置は7年間の保守が可能であること。

カ 安全性については、雷、結露、感電、耐震などに対する設計上の安全性、工事施工上の安全性を確保すること。

インターネットに接続する機器は、不正アクセスを防止するセキュリティ対策、ウィルス対策を講じること。

リモートメンテナンスの不正アクセス対策を講じること。

データの破壊、誤操作によりコンテンツが消失しないよう、バックアップや冗長性を確保すること。

キ 運用においては、故障などの発生時にアラームやメールなどにより通知ができること。
システムの動作ログ、アクセスログを一定期間保管し、故障などの調査ができること。
コンテンツの自動更新で、取得元のホームページアドレスやメールアドレスの変更、軽微なレイアウトの変更に対してシステム改修が発生しないこと。

コンテンツの追加、修正に大きな費用が発生しないように機能を考慮すること。

ク 音防災は防災無線と連動しリアルタイムで自動でコミュニティチャンネルに防災情報としてテレビ画面に表示し音声放送される機能を搭載し、データ放送にて聞き返しができる再生機能を設けること。

ケ 緊急L字システムをコミュニティチャンネルで表示できる機能を有すること。また、専用アプリと指定のメールアドレスから情報を発信できること。

(2) 表示する内容

ア データ放送システムで表示する項目は以下の内容を基本とする。

①くらしの情報

- ・町役場から (メール連携・手入力)
- ・消防、警察から (メール連携・手入力)
- ・Lアラート (Lアラート連携)
- ・休日当番医 (手入力)
- ・公共の電話帳 (手入力)
- ・図書館から (手入力)

②気象と国道情報 (外部データ取得)

- ・天気情報<週間天気、今日・明日の天気、警報・注意報・熱中症情報、気象庁連携>
- ・国道情報< (公財) 日本道路交通情報センター連携>
- ・土砂災害警戒情報<福島県砂防課ホームページ連携>

③戸籍の窓口・町の話題

- ・お誕生 (手入力)
- ・ご結婚 (手入力)
- ・お悔やみ (メール連携・手入力)
- ・町の話題 (手入力)
- ・イベント情報 (手入力)
- ・広告 (手入力)

④ごみカレンダー (手入力)

⑤時刻表

- ・町民バス (手入力)
- ・J R 磐越西線 (手入力)
- ・高速バス (手入力)

⑥町長室から (手入力)

⑦緊急 L 字 (メール連携・手入力)

⑧FM ラジオ放送 (NHK-FM、ふくしま FM、2 社の同時再放送)

(3) 更新業務のフロー

＜データ放送システム＞

ア 「くらしの情報」の各項目の入力は、専用アプリで手入力で更新する。役場、消防、警察の各項目の入力も手入力で更新する。

イ 「気象と国道情報」の更新について、天気情報については、気象庁が配信する情報を無料で取得し、画像の生成・更新を行う。

国道情報については、(公財)日本道路交通情報センターが配信する情報を取得し、画像の生成・更新を行う。

土砂災害警戒情報については、福島県のホームページの砂防課の情報を取得し、画像の生成・更新を行う。

ウ 「戸籍の窓口・町の話題」及びイベント情報は、専用アプリで手入力で更新する。

エ 「ごみカレンダー」は、専用アプリで手入力で更新する。

オ 「時刻表」は、専用アプリで手入力で更新する。

カ 「町長室から」は、専用アプリで手入力で更新する。

キ 緊急L字については、専用アプリで手入力で更新する。

ク FMラジオ放送については、ヘッドエンドよりNHK-FMとふくしまFMの信号を受信しリアルタイムでデータ放送で聴ける仕組みとする。